

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

所轄税務署長 麹町	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇	(フリガナ) あなたの氏名 ワタナベ タダシ 渡辺 正
給与の支払者の法人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8	あなたの住所 東京都千代田区霞が関3-1-1	

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

保険料控除証明書等に記載されている新旧区分を記載してください。

あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,300,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

名称	種類	年金支払期間	契約者の氏名	氏名	あなたの続柄	新旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた割合等控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印
●●生命	養老	10年	渡辺 正	渡辺 弘美 妻	新旧	(a) 25,000 円	[計算式 I (新保険料等用)] 25,000円 × 1/2 + 10,000円 = 22,500円	
	養老	10年	同上	同上	新旧	(a) 80,000 円		[計算式 II (旧保険料等用)] 80,000円 × 1/4 + 25,000円 = 45,000円

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

25,000円 × 1/2 + 10,000円 = 22,500円 【計算式 I (新保険料等用)】

80,000円 × 1/4 + 25,000円 = 45,000円 【計算式 II (旧保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

配偶者が非居住者である場合に送金金額等を記載します(送金関係書類の添付等が必要です。)

生命保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A	25,000 円	Aの金額を下の計算式 I (新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ①	22,500 円	(最高40,000円)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B	80,000 円	Bの金額を下の計算式 II (旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 ②	45,000 円	(最高50,000円)
介護医療保険料	(a)の金額の合計額 C	80,000 円	Cの金額を下の計算式 I (新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ③	40,000 円	(最高40,000円)

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式 I (新保険料等用)】

30,000円 × 1/2 + 12,500円 = 27,500円 【計算式 II (旧保険料等用)】

年金保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D	90,000 円	Dの金額を下の計算式 I (新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ④	40,000 円	(最高40,000円)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E	30,000 円	Eの金額を下の計算式 II (旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 ⑤	27,500 円	(最高50,000円)

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません。)	7,700,000 円
配偶者の氏名	ワタナベ ヒロミ 渡辺 弘美
配偶者の生年月日	明・大 51・9・4
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	
非居住者である配偶者	<input type="checkbox"/>
生計を一にする事実	

次の①②のように配偶者控除を受けることができる配偶者の合計所得金額が38万円以下又は76万円以上の方は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。  
①配偶者の所得が給与だけで、その給与の収入金額が103万円以下又は141万円以上である人  
②配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけで、その公的年金等の収入金額が158万円以下又は196万円以上 (配偶者の年齢が65歳未満の場合は収入金額108万円以下又は1,513,334円以上) である人

配偶者の合計所得金額(①～⑦の合計額)	A	520,000 円
配偶者特別控除額の早見表		
[A] 欄の金額	控除額 [B]	控除額 [B]
0円から 380,000円まで	0円	600,000円から 649,999円まで 160,000円
380,001円から 399,999円まで	380,000円	650,000円から 699,999円まで 110,000円
400,000円から 449,999円まで	360,000円	700,000円から 749,999円まで 60,000円
450,000円から 499,999円まで	310,000円	750,000円から 799,999円まで 30,000円
500,000円から 549,999円まで	260,000円	800,000円から 849,999円まで 0円
550,000円から 599,999円まで	210,000円	
600,000円から 649,999円まで	160,000円	
650,000円から 699,999円まで	110,000円	
700,000円から 749,999円まで	60,000円	
750,000円から 799,999円まで	30,000円	
800,000円から 849,999円まで	0円	

配偶者の合計所得金額が520,000円の場合、控除額は260,000円になります。

計算式 I (新保険料等用) ※	計算式 II (旧保険料等用) ※
A、C又はDの金額	B又はEの金額
控除額の計算式	控除額の計算式
20,000円以下	25,000円以下
A、C又はDの金額	B又はEの金額
20,001円から40,000円まで	25,001円から50,000円まで
A、C又はD × 1/2 + 10,000円	B又はE × 1/2 + 12,500円
40,001円から80,000円まで	50,001円から100,000円まで
A、C又はD × 1/4 + 20,000円	B又はE × 1/4 + 25,000円
80,001円以上	100,001円以上
一律に40,000円	一律に50,000円

地震保険料	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。	地震保険料	保険等の対象となった家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。
××火災	5	渡辺 正	渡辺 正 本人
地震(建物)	12	同上	同上
地震保険料の金額の合計額	14,800円 × 1/2 + 5,000円 = 12,400円	地震・旧長期	42,000 円
控除額 (最高50,000円)	12,400 円	地震・旧長期	14,800 円
合計額	42,000 円	地震保険料の金額の合計額	14,800 円
地震保険料控除額	42,000 円	合計額	50,000 円

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先氏名	保険料を負担することになっている人あなたの続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
	国民年金			42,000円 + 12,400円 = 54,400円 ⇒ 最高50,000円

国民年金の保険料などのようにあなたが直接支払った社会保険料を記載します。給料から差し引かれた社会保険料は記載しません。

小規模等掛金	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	あなたが本年中に支払った掛金の金額
合計(控除額)		42,000円 + 12,400円 = 54,400円 ⇒ 最高50,000円

(源泉徴収義務者の方へ)支払った保険料等の金額の合計額や配偶者の合計所得金額を源泉徴収票の所定の欄に転記してください。

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。